

松江市地域生活支援拠点(案)

1 地域生活支援拠点体制とは

障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」）の重度化、高齢化、また「親亡き後」に備え、地域で安心して日常生活、社会生活を続けることができるようにするために整備する支援体制であり、地域における障がい福祉サービス事業者、基幹相談支援センター、医療、行政、その他関係機関で連携し、地域生活をおくる障がい者等に対する支援を行うものです。

今回、初期整備をして以降、状況の確認や協議を通じ、必要な機能を付与していくことで、障がい者等や家族の安心につなげていきます。

2 基本的な考え方

(1)整備の「型」

地域生活支援拠点の整備形態については、必要な機能を共同生活援助や障がい者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」と、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」に大別されます。

本市では、市内各所に設置されている障がい福祉サービス事業所、基幹相談支援センター、行政等が連携して機能させる考えに基づき、基本的には「面的整備型」による整備とします。

(2)地域生活支援拠点の整備と拡張

地域生活支援拠点の整備は、迅速に整備を進める観点から、既存の社会資源を活かしながら、**質的、量的に小さな形で初期体制を構築**します。また、毎年の運用状況の確認を通じ、必要に応じ、機能の追加、充実を図ることとします。

(3)初期整備において重点的に取り組むこと

地域生活支援拠点は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成等」の機能に大きく分類されます。

このうち、主に緊急時に備える又は対応するための「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」について、既存の仕組みを活かすことを前提に、対応の流れをフローで示すなどの整理を行い、障がい者等が緊急時に必要とするサービスを一層円滑に利用できるようにしていきます。

その他の機能については、既に実施している内容をもって機能に充てます。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これによらず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



3 整備によるメリット(初期整備におけるメリット)

- ①緊急時における短期入所等の利用を、フローにより整理することで、その利用を円滑化でき、安心感のもてる地域生活につなげることができます。
- ②地域生活支援拠点等に参加し、その機能を担う事業所については、サービスの提供等に応じた障がい福祉サービス報酬の加算対象となります。

4 松江市地域生活支援拠点の機能概要(全体図は別紙 1 に記載)

機能	機能の内容
相談	・ 平時から緊急時における支援が見込めない世帯を把握・登録し、常時の連絡体制を確保します。また関係事業所等で情報共有のもと、既存の社会資源を活かしながら緊急時に可能な限り円滑に必要なサービスを提供できるよう、調整や相談その他必要な支援を行います。
緊急時の受入れ・対応	・ 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保し、緊急時における必要なサービスの提供や、医療機関への連絡等を行います。なお、「相談」機能と一体的に対応します。
体験の機会・場	・ 障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能します。 ・ 基本的に障がい福祉サービスの体験的な利用で対応します。(緊急事態に備えた短期入所事業所等の体験を含む。)
専門的人材の確保・養成等	・ 医療的ケアを要する人や強度行動障がいがある人、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができるよう、松江市障がい者基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター絆」)や国県等が実施する研修を通じて人材の養成を行います。 ・ その他必要に応じて、機能を追加します。

5 地域生活支援拠点コーディネーターの配置

地域生活支援拠点体制においては、**関係機関とのネットワーク運営や機能の充実等の総合調整を図るコーディネーターを配置**します。なお、コーディネーターは基幹相談支援センター絆が担い、市と連携しながら体制の運営を行います。

【役割】

①相談・緊急時のコーディネート

地域の相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯の事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保。また、障がい特性に起因して生じた緊急の事態や、介護者の疾病等により当該障がい者等への介護者による支援が見込めない事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援。

②緊急時の受入・対応

短期入所や通所事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等の対応。

③地域移行の推進

相談支援事業者、障がい者支援施設、精神科病院等との連携体制を構築し、障がい者支援施設における「地域移行等意向確認担当者」及び精神科病院における「退院後生活環境相談員」等との情報共有を含め、地域における障がい福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整。

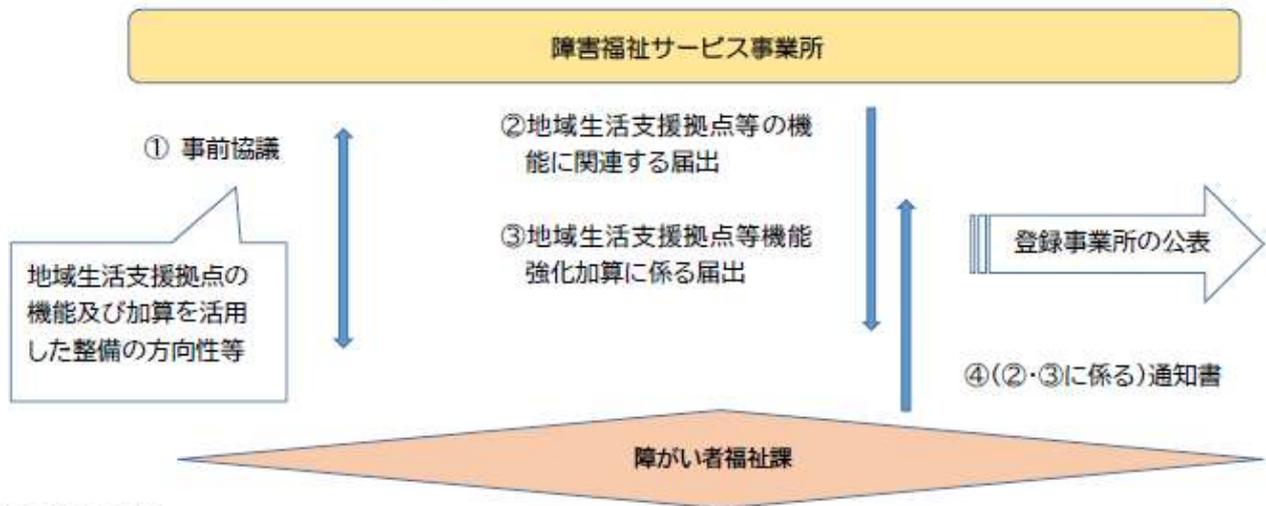
④人材育成・ネットワーク運営

障がい者等の地域生活を支える専門的人材を確保するための研修等や、市町村と障がい福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センター絆その他の関係機関との連携に資するための協議の場の開催等の地域生活支援拠点におけるネットワークの運営や機能充実を推進、など。

※①・②は、地域生活支援拠点を担う相談支援事業所により主体的な対応が必要となる場合もあります。

6 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出

機能を担う事業所の届出関係イメージ図



【その他の手続】

- 変更届(運営規程の変更)
 - 体制届(加算の算定・変更)毎月15日締めで翌月から算定可 ※別紙加算一覧参照
 - 報酬請求
- 随時、記載事項等に係る変更、廃止、休止、再開に関する届出が必要

7 「相談」、「緊急時の受入れ・対応」の機能について(フロー図は別紙2)

① 「相談」機能

主な機関	役割
・相談支援事業所 (障がい児含む)	<p>(1) 相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の高齢化、重度化、親亡き後などの将来、また緊急時に係る相談に応じます。 <p>(2) 緊急時利用登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談を通して、現に緊急時が見込まれる人については、緊急時利用登録を勧め、緊急時利用登録届をもらい受けます。(登録届は別紙3) ・併せて緊急時の対応やサービス利用の提案や説明を行います。 <p>(利用登録できる人)</p> <p>次の状況が現実的に見込まれる人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護を行う人が疾病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況 ②障がいの特性により生じた緊急事態など緊急に支援が必要な状況 ※ただし、短期入所の利用は原則①の人に限ります。 <p>(サービス利用をされていない人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録に際しては、障がい区分認定の申請も行うよう調整します。

<p>・ 基幹相談支援センター絆</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記（１）、（２）と同じ。 ・ 必要に応じ、相談支援専門員のバックアップを行います。 ・ サービス利用をされていない人の場合、登録後に担当する相談支援事業所の調整を行います。
----------------------	---

②「緊急時の受入れ・対応」機能

<p>・ 相談支援事業所 (障がい児含む)</p>	<p>(1) 緊急時に備えての準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録届等を基幹相談支援センター絆に提出し情報共有します。併せて、緊急時に利用が見込まれるサービス事業所にも登録届等の写しを渡し、<u>十分な情報共有</u>を行います。 ・ 必要に応じ、ケース会議、本人とサービス事業所との面会、施設の体験利用を調整します。 <p>(2) 緊急時は発生し対応が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の状況を踏まえ、想定した緊急時に対応したサービスが利用できるよう調整します。 ・ 必要に応じ、緊急時支援後からの復帰に向けたケース会議を開催します。
<p>・ 短期入所 ・ 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 ・ 生活介護 就労継続支援 A・B 型 就労移行支援 自立生活援助</p>	<p>(1) 緊急時に備えての準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所等から登録届等の写しを受け取り、情報を得ます。<u>(十分な情報共有が必要)</u> ・ 必要に応じケース会議、本人とサービス事業所との面会対応、施設の体験利用の調整、対応を行います。 <p>(2) 緊急時が発生し対応が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所等から緊急受入・対応の要請があった場合は柔軟に受け入れを行います。 ※生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立生活援助 ⇒宿泊設備の活用も含め支援を行います。 ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 ⇒ヘルパー派遣等を実施し支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、緊急時支援後からの復帰に向けたケース会議に参加します。
<p>・ 基幹相談支援センター絆</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、相談支援専門員のバックアップを行います。(緊急時にサービス事業所が見つからない場合など) ・ 元々サービス利用がない人による緊急的相談に対応した、サービス、相談支援専門員等の調整を行います。

※なお、登録届等書類の写しは相談支援事業所も保管します。

※「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成等」は、「4 松江市地域生活支援拠点の機能概要」に記載のとおり運用です。

8 検討体制

地域生活支援拠点の運用状況の確認、見直し等の必要な検討は、松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の下部会議である「地域移行・定着・包括ケア連携会議」で行うものとします。

なお、「地域移行・定着・包括ケア連携会議」にあたっては、必要に応じ、関係する障がい福祉サービス事業者等を含めたワーキング会議を開催し、地域生活支援拠点の運用に係る必要な検討を行うこととします。

9 留意事項

(1)適切な意思決定支援

地域生活支援拠点においては、緊急時に備えての登録、緊急時や体験時等における障がい福祉サービスの利用などの自己決定を要することがありますが、これらの決定は原則として本人の意思に基づくものとなります。本人の意思決定を支援に当たっては、本人の状況に応じた、わかりやすい情報提供等に努めるとともに、本人の判断を尊重し意思決定を支援してください。また、本人が自ら意思決定をすることが困難な状況である場合は、意思決定支援会議の開催等、本人の希望の推定と最善利益のための支援に努めてください。

※意思決定支援については、次の資料を参考にご対応ください。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月 厚生労働省）

(2)地域生活支援拠点のサービス報酬の加算

- ・地域生活支援拠点を担う事業所は、国の基準に基づき、地域生活支援拠点に関する加算を得ることができます。（加算の内容は別添5のとおり）

【いくつか補足します】

①地域生活支援拠点等相談強化加算(相談支援)

相談支援において、緊急的に短期入所利用のための情報提供、利用調整を行った場合に算定できる加算です。短期入所以外のサービスを調整した場合は対象とはなりません。

②加算対象となる緊急対応の要件

「緊急時」とは暮らしの中での様々な急変であると考えられますが、サービスによって、緊急時加算の対象となる対応の要件が異なることを踏まえ、一律な定義付けは行っていません。

このため、加算適用は、個々の緊急対応の状況に応じて判断する必要があります。

[加算要件の例]

・相談支援 地域生活支援拠点等相談強化加算

障がいの特性に起因して緊急に支援の必要が生じた障がい児者・保護者等からの要請に基づき短期入所の利用を調整した場合。

・短期入所 緊急短期入所受入加算

居宅においてその介護者の急病等のやむを得ない理由により、短期入所を緊急に行った場合（利用開始日の前々日、前日、当日に利用連絡があった場合）

・居宅介護 緊急時対応加算

利用者又は家族等からの要請に基づき、居宅介護計画の変更を行い、居宅介護等を緊急に行った場合（要請から 24 時間以内に行ったもの）

③緊急時利用登録をしていない人への緊急時のサービス提供

緊急時利用登録をしていない人でも、緊急時が生じた場合は、相談支援専門員などの調整により、緊急的サービスを利用できます。（現状の運用どおり）

この場合であっても、地域生活支援拠点を担う事業所が調整やサービス提供を行った場合は、国の基準による加算を得ることができます。

※緊急時利用登録は、緊急時を想定し、すみやかに必要なサービスの利用ができ、また事業所も円滑にサービス提供ができるよう、準備するために行うものです。

(3)短期入所の利用

緊急の有無に限らず、短期入所は、「家族等日常的に本人の介護を行っている人がいない人」の場合は、原則、利用できません。

(4)個人情報保護

- ・市、基幹相談支援センター絆、障がい福祉サービス事業者等による地域生活支援拠点等に係る個人情報の取得は、「本人の同意」に基づきます。
- ・個人情報の用途としては、地域生活支援拠点等を通じた個人情報の管理、また緊急時等におけるサービス提供を行うための関係機関による情報共有です。
- ・なお、個人情報の取り扱いについては、次のガイドライン等を基準として対応します。
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」

(5)松江市地域生活支援拠点の見直し

本拠点の運用に係る議論は定期、不定期に限らず適宜行うものとし、地域生活支援拠点体制をより機能的、効果的にし、障がい者等の福祉をより増進させるために、各機関の関係職員は積極的かつ建設的な議論を行うよう努めることとします。

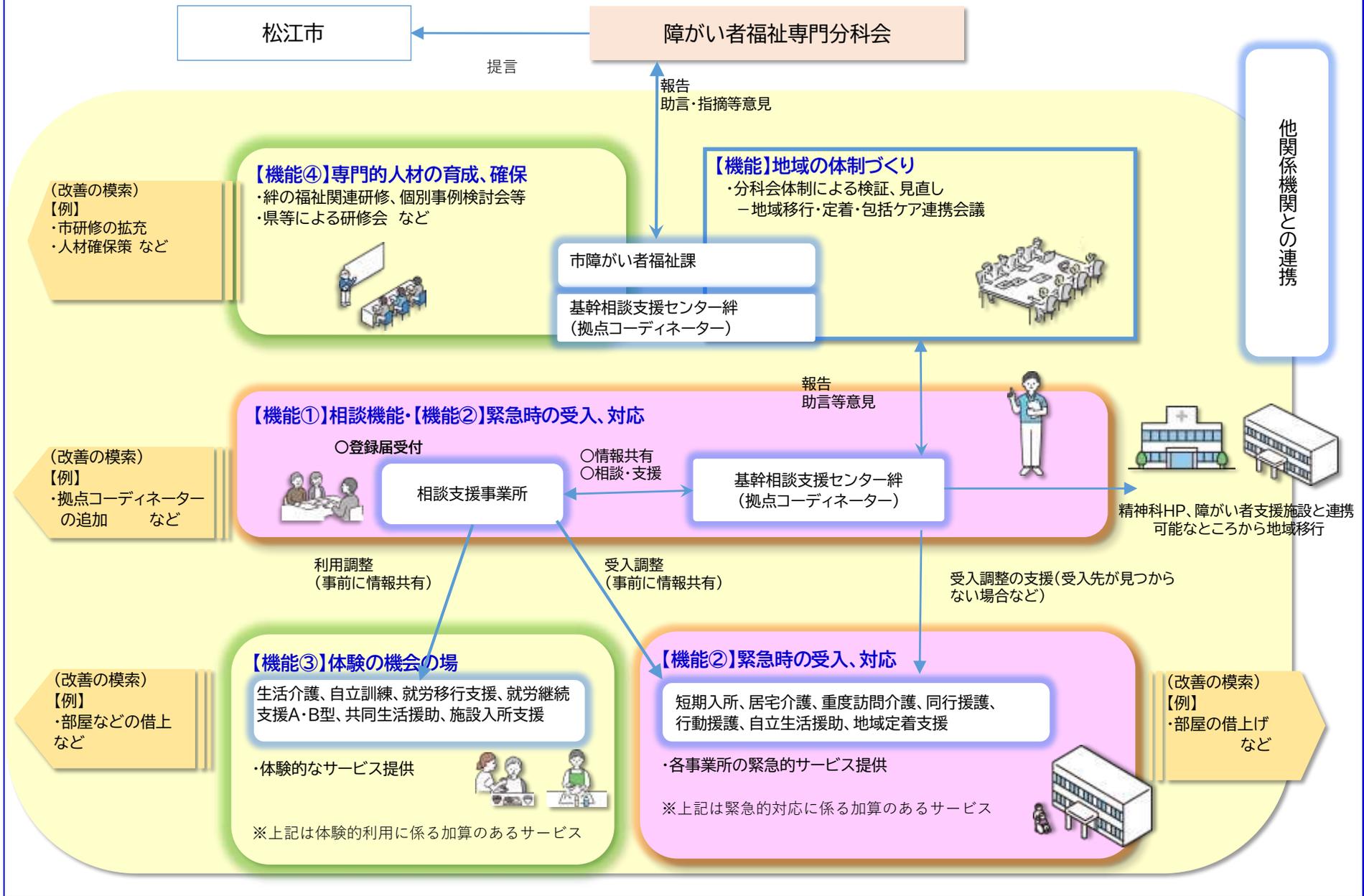
(6)その他

松江市地域生活支援拠点等における各機関の役割…別紙 4 に記載

松江市の地域生活支援拠点等の初期イメージ 全体版(既存資源を活用した面的整備)

※相談機能は相談支援事業所において登録届を受け取るパターンを記載

別紙1



「相談機能」と「緊急時の受入・対応」の標準的なフロー

【既にサービスを利用している人が登録を希望する場合】

別紙2-1

対象者 次の状況が現実的に見込まれる人

- ・介護を行う人が疾病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況
- ・障がいの特性により生じた緊急事態など緊急に支援が必要な状況

相談支援事業所

○障がいの当事者等から、緊急時支援の相談を受け、希望に応じ登録届の受け付け、登録届、サービス等利用計画の送付
 ※サービス計画に緊急時に利用が想定されるサービス等の対応を記載しておく。



基幹相談支援センター

○登録・台帳整備



市を介するか調整中

○緊急時に備えた事前準備

登録届、サービス計画 送付 (情報共有)



【必要に応じ】

- 担当国会議を開催
- 本人と事業所との面会
- 本人の宿泊利用(体験的な利用)又は見学

短期入所、居宅介護、生活介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等

※等：自立生活援助、自立訓練(機能・生活)、就労移行、就労継続支援

- 情報受け取り
- 本人と事業所の顔合わせ
- 体験的な利用、見学【主に短期入所】



緊急時

○事前準備していたサービス利用を調整
 ※事前調整していた事業所での利用ができない場合、他の事業所を調整。(絆が支援に入る)
 ※医療を要する状況は、医療機関へのつなぎ

サービス利用を調整

○緊急時のサービス受入・対応



緊急時の制度的対応は、留意事項通知を参照



支援

○随時報告・事後報告

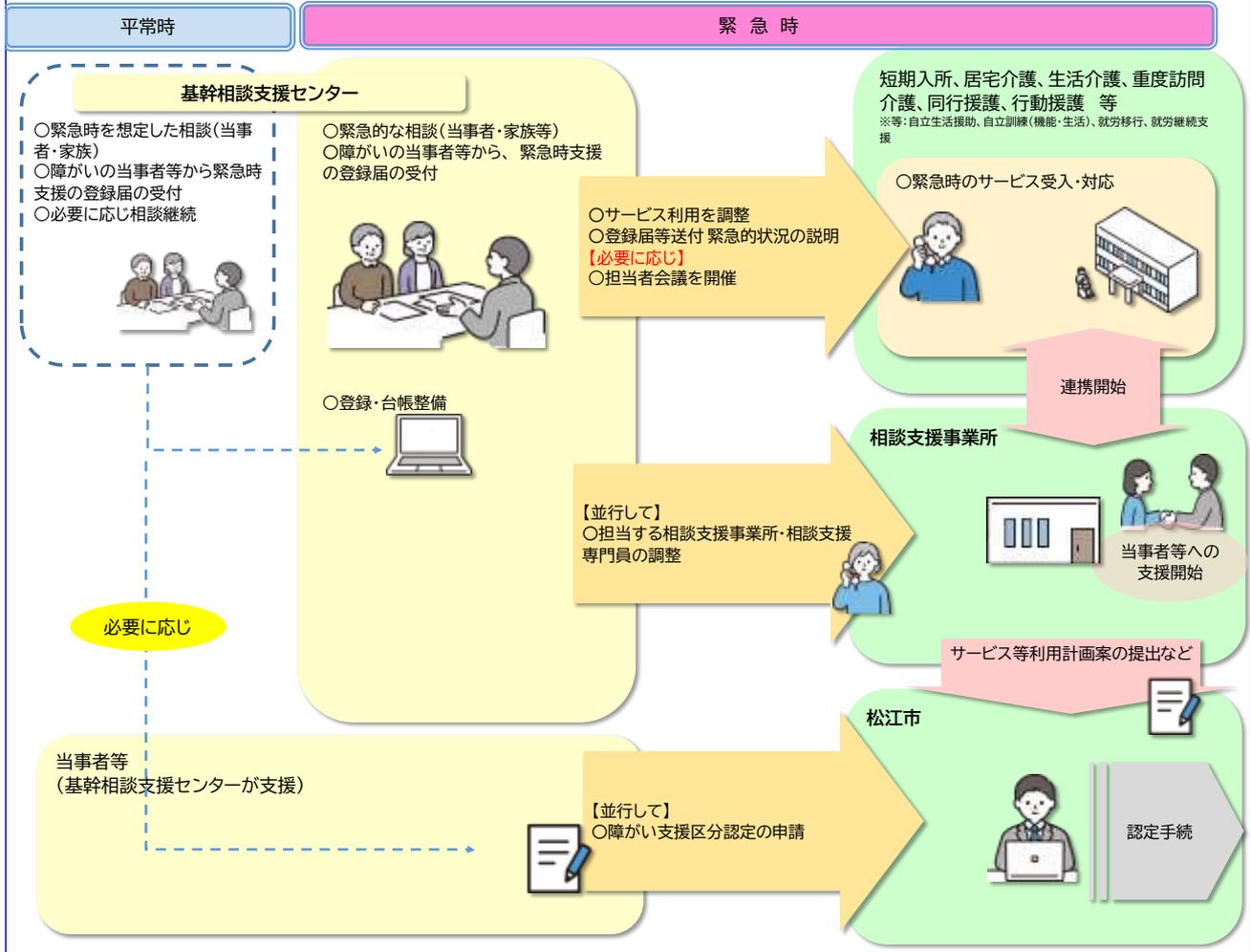
基幹相談支援センターへ
 事前調整していた事業所での利用ができない場合、事業所を支援。

「相談機能」と「緊急時の受入・対応」の標準的なフロー(案)

別紙2-2

【サービスを利用していない障がい者の緊急時】※基幹相談支援センター絆で相談を受けた場合

- 対象者 次の状況が現実的に見込まれる人
- ・介護を行う人が疾病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況
 - ・障がいの特性により生じた緊急事態など緊急に支援が必要な状況



別紙3

松江市地域生活支援拠点等 緊急時利用登録届【案】

要綱制定作業において必要な修正を行う場合があります。

届出日 年 月 日

松江市基幹相談支援センター長 様

私は「松江市地域生活支援拠点等事業」の緊急時利用登録について、「松江市地域生活支援拠点等事業実施要綱第〇条に基づき、次のとおり登録を届出ます。

なお、緊急時に備えることを目的に、本申込書の情報及び支援に必要な個人情報を、松江市、松江市障がい者基幹相談支援センター、関係する地域生活支援拠点等事業所及びその他本支援に係る関係機関と共有することに同意します。

届出者氏名	ふりがな			
	(18歳未満の人を登録する場合 本人との関係 _____)			
※個人情報利用の同意署名を兼ねますので登録者本人名を自署してください。(難しい場合代筆可) ※なお、18歳未満の子どもを登録する場合は保護者名で構いません。				
登録者氏名	ふりがな			
	※要綱等の様式にかかわらず「□届出者と同じ」の箇所を入れる考え			
生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女	
住所	〒			
電話番号	家の電話	— —		
	携帯電話	— —		
障がい手帳等の所持	<input type="checkbox"/> 身体障がい（ 級） <input type="checkbox"/> 知的障がい（A・B） <input type="checkbox"/> 精神障がい（ 級） <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 特定医療費受給者証 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
要介護区分	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 要支援（ ） <input type="checkbox"/> 要介護（ ）			
登録の理由				

登録者の状況	主な障がい名又は病名			
	障がい支援区分	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 区分 ()		
	利用サービス	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()		
	かかりつけ医療機関	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()		
	病状・治療状況			
	服薬	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()		
	その他			
想定される緊急時と対応				
緊急時に利用したいサービス				
緊急連絡先 1	氏名		続柄	
	住所		連絡先	
緊急連絡先 2	氏名		続柄	
	住所		連絡先	
同居家族構成	続柄		氏名	
	続柄		氏名	

※緊急連絡先の登録は、連絡先本人の同意を得ておくこと。

別紙4

松江市地域生活支援拠点等における各機関の役割

各機関の役割は次のとおりとし、各事業所・機関が連携して一体的に機能します。

区分	機能	役割	
基幹相談支援センター絆 (拠点コーディネーター)	全般	・地域生活支援拠点等について、市とともにネットワークの運営、協議の場の設定、機能の充実等の総合調整を行います。	
	相談	・本人や家族等から「緊急時支援の登録」について相談に対応します。 ・サービスを利用していない人の場合、区分認定の申請を支援するとともに、相談支援事業者につなぎます。	
	緊急	平時	・緊急時に支援が必要な世帯を把握します。(必要な情報を相談支援事業所と共有) ・本人や家族等から「緊急時利用登録届」を受付けし、必要な情報を相談支援事業所と共有します。 ・困難事例等は、必要に応じ、関係する相談支援事業所、他サービス提供事業所とケース会議を開催します。
		緊急時	・相談支援事業所による受入調整について、相談支援事業所からの相談に応じ、助言等支援を実施します。 ・相談支援事業所による受入調整について、受入先確保が困難な場合、確保のための支援を実施します。
	人材	・福祉関連研修、個別事例検討会による研修を開催します。	
	体制	・分科会体制に参画し、「分科会」、「地域移行・定着・包括ケア連携会議」等では市とともに拠点等の状況報告を行い、拠点等の改善を行います。	
	その他 (地域移行)	・障がい者支援施設や精神科病院と連携し、入所・入院中の人の意向を確認のうえ、必要に応じて当該対象者への動機付け支援(面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等)を実施します。また、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋がります。	
相談支援事業所	相談	・地域生活支援拠点等への「緊急時利用登録届」について相談に対応します。	
	緊急	平時	・本人や家族等から「緊急時利用登録届」を受付けし、必要な情報を基幹相談支援センター絆と共有します。なお情報更新時は当事者から変更届を受領し、適宜共有します。 ・緊急時に備え、平時より関係事業所間で情報を共有します。困難事例等は、必要に応じ、基幹相談支援センター絆、他サービス提供事業所等とケース会議を開催します。
		緊急時	・受入調整を実施します。 ・受入調整が難航する場合、基幹相談支援センター絆に支援を求め、共同で調整を実施します。
	体験	・本人の希望等に応じ、サービスの体験利用を調整します。 ・短期入所について、体験的な利用、見学を調整します。	
短期入所事業所	緊急	緊急時	・緊急時の受入を行います。
	体験	・体験的な利用、見学の依頼があった場合、受け入れます。	
その他のサービス事業者	緊急	平時	・困難事例等は、基幹相談支援センター絆、相談支援事業所等とのケース会議に参加します。
		緊急時	・緊急時の対応を行います。 ・短期入所に入所の場合、基幹相談支援センターの求めに応じ、必要な最新情報等を提供します。
	体験	・体験的なサービスを提供します。(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、共同生活援助、施設入所支援)	